

一般財団法人栃木県教育福祉振興会前期部会事務取扱要領

第1章 総 則

1 目的（第18条関係）

この要領は、一般財団法人栃木県教育福祉振興会給付規程第18条の規定に基づき、一般財団法人栃木県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）の給付に関して必要な事項を定めるものとする。

2 定義（第2条関係）

第1号に規定する「栃木支部の組合員以外の会員の所属所」とは、次の所属所をいう。

- ア 栃木県教職員協議会
- イ 栃木県高等学校教職員組合
- ウ 公益財団法人栃木県スポーツ協会
- エ 公益財団法人とちぎ未来づくり財団
- オ 栃木県学校生活協同組合
- カ 一般財団法人栃木県教育福祉振興会

3 請求書（第3条関係）

請求書は、別表のとおりとする。

第2章 健康管理事業

1 予防接種補助（第4条関係）

予防接種補助金の給付を受けようとする者は、請求書に次の項目が明記された領収書（原本）を添付しなければならない。（医療機関の押印のないレシート等は対象としない。）

- ア 接種した会員の氏名
- イ 接種日
- ウ 医療機関名
- エ インフルエンザ予防ワクチン接種であること

2 人間ドック補助（第5条関係）

人間ドック補助金の給付を受けようとする者は、請求書に次の項目が明記された領収書（原本）を添付しなければならない。ただし、他団体の助成等に原本を使用する場合は、領収書の写しを添付することも可とする。

- ア 受診を受けた会員の氏名
- イ 受診日
- ウ 受診実施機関名
- エ 受診の種類

3 リフレッシュ利用助成（第6条関係）

- (1) 助成の対象は、会員本人に係るものであること。
- (2) リフレッシュ利用助成を受けようとする者は、請求書に利用者氏名・利用金額等の記載されたチケットまたは領収書を添付しなければならない。ただし、次に掲げるものの単独の領収書は、給付の対象外とする。
 - ア 飲食代
 - イ 交通機関の運賃およびレンタカー代
- (3) 年会費で支払をした場合、年会費を毎月の会費に換算して、1か月の会費（月謝）が3,000円以上であれば支給の対象となる。
- (4) 1回の利用金額が3,000円未満の場合は、1か月に複数回利用して、利用額の合計が3,000円以上となっても支給の対象とならない。
- (5) 家族等にチケットをとってもらったため、チケットに家族等の名前が入っている場合、チケットの余白に署名、押印すれば支給の対象となる。
- (6) 電子チケットのコンサート等に行ってチケットがない場合、電子チケットである旨を記載した領収書を提出すれば支給の対象となる。
- (7) 領収書の金額に飲食代を含む場合であっても、1回の領収書の金額が3,000円以上であれば支給の対象となる。
- (8) ツアー等で旅行をした場合、ツアー会社等の領収書および旅行日程・人数のわかる書類を添付すれば支給の対象となる。
- (9) 会員同士で旅行等をして領収書が1枚しか発行されていない場合、領収書の余白に参加した会員の署名、押印をして提出をすれば支給の対象となる。

第3章 福祉事業

1 永年会員祝金（第7条関係）

- (1) 永年会員祝金の請求は、20年または30年の会員期間を満たした翌年度に行うものとする。
- (2) 退職する日をもって20年または30年勤続になる者は、給付の対象となることとし、前号の規定にかかわらず、退職時に請求書を提出できるものとする。
- (3) 市町教育委員会または国の教育機関等への転出により振興会を退会していた期間は、会員期間から除外する。

第4章 給付事業

1 医療費補助（第8条・第9条・第10条・第11条関係）

この取扱いについては、給付規程に規定するもののほか、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、または健康保険法（大正11年法律第70号）の例による。

2 入院費補助（第12条・第13条関係）

次の各号に掲げるときは、保険給付の適用を受けないため、第12第3項で準用する第11条前段の規定にかかわらず、1か月（月の初日から末日までをいう。）を単位として請求書を提出するものとする。

- (1)公務災害の認定を受けたときの入院
- (2)通勤災害の認定を受けたときの入院
- (3)労務災害の認定を受けたときの入院
- (4)第三者加害による入院

3 結婚給付金（第14条関係）

- (1)第1項に規定する「結婚したとき」とは、次に掲げるときをいう。
 - ア 婚姻を届け出たとき。
 - イ 届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にあることの申立書を本人が提出したとき。

4 休業等手当金（第15条関係）

- (1)休業等手当金の請求は、1か月（月の初日から末日までをいう。）を単位として行うものとする。
- (2)休業等手当金のうち振興会掛金相当額については、運営規則第16条の規定に基づき振興会掛金に充当する。
- (3)休業等手当金の給付を受けようとするときは、公立学校共済組合栃木支部の組合員である会員については、第3条の規定にかかわらず請求を要しないものとする。
- (4)第2項に規定する「支給される給料の額」とは、会員が休業等を取得した月の給与と支給総額から所得税、県市町村民税および当該月分の給料等の戻入額を控除して得た額をいう。

第5章 退会給付事業

1 退会給付金（第17条関係）

- (1)第1項に規定する「退会したとき」とは、次に掲げるときをいう。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 退職したとき。ただし、退職後引き続き会員となり得る資格を有するとき（市町村等の職員となり再度会員としての資格を得ると見込まれる場合等）は除く。
 - ウ 60歳に達する年度が終了したとき
- (2)市町教育委員会または国の教育機関等への転出により振興会を退会していた期間は、会員期間から除外する。

第6章 その他

1 振込手数料

給付金等の給付に際しては、振込1回毎に振込手数料を控除した金額を給付することとする。ただし、弔慰金と退会給付金（死亡退会）の給付に際しては、振込手数料は控除しない。

2 給付時期および回数

前期部会は、毎年度6月および12月の2回とする。ただし、弔慰金および退会給付金（死亡退会）は、原則として請求書等を受付した翌月の20日に振込を行う。

(別表)

請求書は次表のとおりとする。

様 式	書 類 名	内 容
第 1 号	振興会会員申告書	現職者が前期部会に加入・変更・退会する場合の様式
第 2 号	予防接種補助金請求書	前期会員が予防接種補助金を請求する場合の様式
第 3 号	人間ドック補助金請求書	前期会員が人間ドック補助金を請求する場合の様式
第 4 号	リフレッシュ利用助成金請求書	前期会員がリフレッシュ利用助成金を請求する場合の様式
第 5 号－ 1	永年会員祝金請求書 (2 0 年)	前期会員が会員期間 2 0 年を満たし、永年会員祝金を請求する場合の様式
第 5 号－ 2	永年会員祝金請求書 (3 0 年)	前期会員が会員期間 3 0 年を満たし、永年会員祝金を請求する場合の様式
第 6 号－ 1	医療補助金請求書 (団体職員・継続会員用)	前期会員が医療補助金を請求する場合の様式
第 6 号－ 2	入院費補助金請求書 (団体職員・継続会員用)	前期会員が入院費補助金を請求する場合の様式
第 6 号－ 3	入院費補助金請求書 (新型コロナウイルス 入院治療・宿泊療養・自宅療養専用)	前期会員が新型コロナウイルスに感染し、入院治療・宿泊療養・自宅療養になった場合の入院費補助金を請求する場合の様式
第 7 号	結婚給付金請求書	前期会員が結婚給付金を請求する場合の様式
第 8 号－ 1	休業手当金(無給休職、育児休業)	前期会員が無給休職または育児休業に伴う休業手当金を請求する場合の様式
第 8 号－ 2	休業手当金(介護休暇)	前期会員が介護休暇に伴う休業手当金を請求する場合の様式
第 9 号	弔慰金請求書	前期会員の遺族が弔慰金を請求する場合の様式
第 1 0 号	退会給付金請求書	前期会員で 5 0 歳未満の者が退職により退会給付金を請求する場合の様式の様式
第 1 1 号	移行申請書	前期会員で 5 0 歳以上で退職したときまたは満 6 0 歳に達したときに退会給付金を請求する場合の様式の様式

附 則

この取扱要領は、振興会の設立登記の日から適用する。

附 則

令和５年２月２２日 一部改正（第２章第２項、第３項、第３章第１項第１号、第３号、第５章第１項第１号ウ、第２項、第６章第１項、第２項、別表（追加）

ただし、令和６年４月１日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。